

北上市教育委員会告示甲第2号

北上市地域教育力向上推進委員会設置要綱（平成27年北上市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年3月25日

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

改正前	改正後
（組織） 第3 委員会は、委員<u>20人</u>以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1)・(2) [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略]	（組織） 第3 委員会は、委員<u>25人</u>以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1)・(2) [略] <u>(3) 保育関係者</u> <u>(4) 保護者</u> <u>(5) 子育て支援関係者</u> <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	